

原規規発第 2305296 号

令和 5 年 5 月 29 日

日本原子力発電株式会社

取締役社長 村松 衛 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

日本原子力発電株式会社敦賀発電所 1号機  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社敦賀発電所1号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、平成29年4月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○敦賀発電所における核物質防護事案（立入承認、出入管理）（緑、S L IV（通知なし））【第3四半期】

防護区域の出入口において、物品の点検等の必要な措置が行われていなかったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)

日本原子力発電株式会社敦賀発電所 2号機  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が日本原子力発電株式会社敦賀発電所2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件及び深刻度評価のみ行った案件1件が確認された。

○敦賀発電所における核物質防護事案（立入承認、出入管理）（緑、SLIV（通知なし））【第3四半期】

防護区域の出入口において、物品の点検等の必要な措置が行われていなかったもの。

○敦賀発電所2号機 ポーリング柱状図データ書換えの原因調査分析（SLIII）  
【第3四半期】

令和2年2月7日に実施された第833回審査会合において、敦賀発電所2号機の審査資料中のポーリング柱状図の記事欄の一部が、第657回の審査会合時に提出された柱状図の記事欄から不適切に書き換えられ、さらに説明なく提出されていることが判明した。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

上記に加え、検査指摘事項には該当しない深刻度評価のみを行った案件1件が確認され、深刻度「SLIII」であった。本件については、審査資料の信頼性が確保される業務プロセスが構築されていることを確認した。

その後、審査が再開されたが、審査資料に新たな誤りが確認されたことから、指導

文書を発出し、発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）の補正を求めている。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

### 3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)